一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準 を定める省令の一部を改正する省令案の概要

平 成 2 2 年 3 月 廃棄物・リサイクル対策部 廃 棄 物 対 策 課 産 業 廃 棄 物 課

1. 趣旨

(1) 現行制度の概要

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第一号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第5号において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第8条の2第1項第1号の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準(以下「構造基準」という。)の一つとして、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が規定されている。また、基準省令第2条第2項において、廃棄物処理法第8条の3の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準(以下「維持管理基準という。)が定められている。また、産業廃棄物の最終処分場については、基準省令第2条第1項の中で構造基準を、同条第2項の中で維持管理基準を準用している。

(2) 改正の必要性

基準省令上、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場について、廃棄物の保有水等の集排水設備、調整池及び浸出液処理設備を設けることとされているが、積雪寒冷地においては、気象条件によって最終処分場から浸出液処理設備に至る保有水等の導水管及び当該処理設備内の配管が凍結によって損壊する場合があり、保有水等の処理に支障を及ぼす原因となっている。このため、それら導水管及び配管が凍結により破損するおそれが認められる場合には、凍結を防止する措置等の必要な措置を行うべきことについて、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場における構造基準及び維持管理基準に追加することとする。

2. 改正案の概要

(1)技術上の基準の改正

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場において、浸出液処理 設備に保有水等を導水する管渠及び浸出液処理設備の配管が凍結により損壊すること で、水処理に支障を来すことのないよう、凍結のおそれのある部分に凍結を防止する 措置を講じることとする。

(2)維持管理の技術上の基準の改正

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場における水処理設備の 定期点検について、現行では調整池と浸出液処理設備とされているところ、調整池か ら浸出液処理設備に保有水等を導水する管渠も対象に加えることとし、当該管渠が損 壊するおそれがあると認められる場合に、速やかにこれを防止するために必要な措置 を講ずることとする。

3. 施行日

5月上旬予定。

(省令の施行の際、現に廃棄物処理施設の許可を受けている又は申請を行っているものに関して所要の経過措置を設ける。)